

諮問実施機関：熊本県公安委員会
諮問日：令和3年（2021年）9月30日（諮問第29号）
答申日：令和4年（2022年）10月28日（答申個第24号）
事案名：開示請求者が警察署に相談等した際に作成された行政文書に記録されている個人情報の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和3年（2021年）4月28日に行った個人情報の不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 令和3年（2021年）4月19日、審査請求人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の自己情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇日までの間、私が庭木の無断伐採の件等で〇〇警察署等に相談等した以下①ないし⑩の際に作成された行政文書に記録されている私の個人情報（以下「本件請求情報」という。）。

- ① 令和〇年〇月〇〇日（〇）午後3時頃、〇〇〇〇（審査請求人）が〇〇交番へ庭木の無断伐採で被害届を提出に行く。警察官全員が不在、電話で被害届を提出することを説明した。（後で担当が連絡する。）連絡が無いので、午後7時30分頃、電話する。午後9時頃、〇〇警察署より警察官2人が自宅を訪問したので被害届を提出することを説明した。（以下「本件事案①」という。）

※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書及び根拠規定

サービス日誌（相談カード）、備忘録（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第13条）、捜査書類（犯罪捜査規範第55条）

- ② 令和〇年〇月〇〇日（〇）午後6時頃、〇〇警察署より警察官1人が〇〇〇〇（審査請求人）の自宅を訪問して〇〇〇〇（審査請求人の隣人）の確認と〇〇〇〇（審査請求人）からの庭木伐採被害の解決の意向を伝えると説明があった。（以下「本件事案②」という。）

※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書及び根拠規定

サービス日誌（相談カード）、備忘録（犯罪捜査規範第13条）、捜査書

類（犯罪捜査規範第55条）、出勤簿

- ③ 令和○年○月某日午後、○○警察署より警察官1人が○○○○（審査請求人）の自宅を訪問して○○○○（審査請求人の隣人）の確認を妻（○○）に行った。（以下「本件事案③」という。）

※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書及び根拠規定  
サービス日誌（相談カード）、備忘録（犯罪捜査規範第13条）、捜査書類（犯罪捜査規範第55条）、出勤簿

- ④ 令和○年○月某日午後、○○警察署より警察官1人が○○○○（審査請求人）の自宅を2回訪問して○○○○（審査請求人の隣人）からの回答について説明を行った。（以下「本件事案④」という。）

※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書及び根拠規定  
サービス日誌（相談カード）、被害報告書、備忘録（犯罪捜査規範第13条）、捜査書類（犯罪捜査規範第55条）、出勤簿

- ⑤ 令和○年○月○日（○）午後1時過ぎ、告訴状を○○警察署刑事課へ○○○○（審査請求人）が提出に行く。（以下「本件事案⑤」という。）

※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書及び根拠規定  
サービス日誌（相談カード）、備忘録（犯罪捜査規範第13条）、捜査書類（犯罪捜査規範第55条）

- ⑥ 令和○年○月○日（○）午後7時過ぎ、○○○○（審査請求人）の自宅へ見積書の受領で訪問があった。（以下「本件事案⑥」という。）

※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書及び根拠規定  
サービス日誌（相談カード）、備忘録（犯罪捜査規範第13条）、捜査書類（犯罪捜査規範第55条）

- ⑦ 令和○年○月○日（○）午後、○○警察署刑事課より夫婦の事情聴取で任意出頭の連絡が妻（○○）にあった。（以下「本件事案⑦」という。）

※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書及び根拠規定  
サービス日誌（相談カード）、出頭簿（犯罪捜査規範第102条）

- ⑧ 令和○年○月○日（○）午前9時頃、○○警察署刑事課へ夫婦で事情聴取に出頭する。（以下「本件事案⑧」という。）

※事情聴取調書、サービス日誌（相談カード）、犯罪事件受理簿（犯罪捜査規範第62条）、出頭簿（犯罪捜査規範第102条）、実況見分調書（犯罪捜査規範第104条）

- ⑨ 令和〇年〇〇月〇〇日（〇）午後３時頃、熊本県警察本部広報県民課警察安全相談室へ苦情申出の報告等について〇〇〇〇（審査請求人）が相談した。（以下「本件事案⑨」という）  
※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書  
サービス日誌（相談カード）、苦情申出受理票
- ⑩ 令和〇年〇〇月〇〇日（〇）午後７時３８分頃、〇〇警察署刑事課へ苦情申出の報告等について〇〇〇〇（審査請求人）が相談を行った。（以下「本件事案⑩」という。）  
※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書  
サービス日誌（相談カード）
- ⑪ 令和〇年〇〇月〇〇日（〇）午後７時３０分頃、〇〇警察署刑事課へ苦情申出の報告等について〇〇〇〇（審査請求人）が相談を行った。（以下「本件事案⑪」という。）  
※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書  
サービス日誌（相談カード）
- ⑫ 令和〇年〇〇月〇〇日（〇）午後６時３０分頃、〇〇警察署刑事課へ苦情申出の報告等について〇〇〇〇（審査請求人）が相談を行った。（以下「本件事案⑫」という。）  
※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書  
サービス日誌（相談カード）
- ⑬ 令和〇年〇〇月〇〇日（〇）午後２時頃、熊本県警察本部広報県民課警察安全相談室へ苦情申出の報告等について〇〇〇〇（審査請求人）が確認を行った。（以下「本件事案⑬」という。）  
※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書  
サービス日誌（相談カード）
- ⑭ 令和〇年〇〇月〇日（〇）①午後２時３０分頃、②午後３時３０分頃、熊本県警察本部広報県民課警察安全相談室へ苦情申出について〇〇〇〇（審査請求人）が相談を行った。（以下「本件事案⑭」という。）  
※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書  
サービス日誌（相談カード）
- ⑮ 令和〇年〇〇月〇日（〇）午後３時頃、〇〇警察署総務課、刑事課二課へ苦情申出について〇〇〇〇（審査請求人）が相談を行った。（以下「本件事案⑮」という。）  
※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書

サービス日誌（相談カード）

- ⑩ 令和〇年〇〇月〇日（〇）午後３時４０分頃、公安委員会へ苦情申出について〇〇〇〇（審査請求人）が相談を行った。（以下「本件事案⑩」という。）

※本件請求情報が記載されていると思われる行政文書

サービス日誌（相談カード）

- ２ 令和３年（２０２１年）４月２８日、実施機関は、本件事案①ないし⑤及び⑧に係る本件請求情報については、それを特定し、その一部を開示する部分開示決定を行い、本件事案⑥、⑦及び⑨ないし⑩（以下これらの１０事案を「本件対象事案」という。）に係る本件請求情報（以下「本件対象情報」という。）については、保有していないという理由から、個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- ３ 令和３年（２０２１年）８月１１日、審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、熊本県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して本件不開示決定を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- ４ 令和３年（２０２１年）９月３０日、諮問実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第２６条第１項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

### 第３ 審査請求人の主張

#### １ 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消し、個人情報の公開を求める。

#### ２ 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書等及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

##### （１）審査請求書等

本件不開示決定において、不存在とされた内容については、行政文書が作成されていると思われるため。

##### （２）口頭意見陳述

###### ア 捜査日誌（サービス日誌）について

警察職員として責務を全うしなければならない中で、文書の作成について個人の裁量に委ねられているということは考えられない。

#### イ 呼出簿について

犯罪捜査規範の中では、呼出簿以外にも様々な書類を作成しなければならないことが規定してある。実施機関がこれらの作成すべき書類を本当に作成しているのか、疑問である。

#### ウ 相談等カードについて

警察安全相談業務取扱要綱（他県のもの）の相談の定義に関する規定において「告訴・告発に係る相談その他の事件相談（被害申告があったが、何らかの事情により犯罪事件受理簿に登録されず、事件認知に至っていない事件に係る相談をいう。）については、安全相談に含めるものとする。」とされている。このことを踏まえると、自らの申出は告訴・告発に関する相談であるため、「相談等カード」は作成されているものとする。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると次のとおりである。

#### 1 審査請求の理由について

本件不開示決定は、現存する行政文書を探索したが、本件対象情報が記載された行政文書を作成していないことから、不開示決定を行ったものであり、条例の規定に基づき適正に行われたものである。

#### 2 本件自己情報開示請求で示された具体的な行政文書について

##### (1) 捜査日誌及び備忘録について

「捜査日誌」については、作成を義務付ける法令や規程はなく、作成する場合でも、記載する内容については、作成者の裁量に委ねられている。

また、「備忘録」については、全ての事柄について作成を義務付けられたものではなく、捜査書類等で内容が充足されていれば作成の必要性はない。

審査請求人は、「訪問があった」ことや「相談を行った」ことにより、「サービス日誌（捜査日誌）」及び「備忘録」が作成されているとの主張を行っているが、本件対象事案においては、審査請求人の個人情報に記載された当該行政文書は作成されていない。

##### (2) 呼出簿について

「呼出簿」については、犯罪捜査規範第102条第2項に基づき作成すべきであるが、本件対象事案においては、作成することを失念してい

たことが判明した。

### (3) 相談等カードについて

警察安全相談業務運用要領（平成31年3月6日付け熊広県第86号）において、「「相談」とは、警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事実の教示を除く。）を求めるものとし、単なる情報提供及び警察職員の職務執行に対する苦情は含まないものとする。」とされている。

審査請求人は、「相談を行った」、「確認を行った」ことにより、「相談カード」が作成されている旨の主張を行っているが、本件対象事案は「相談」に該当しないため、審査請求人の個人情報に記載された当該行政文書は作成されていない。

## 第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件対象情報の探索について

本件対象情報は、本件対象事案に際して、実施機関が作成した行政文書に記載されている審査請求人の個人情報である。

当審議会から実施機関に対し、審査請求人が本件開示請求において示した具体的な文書以外にも個人情報が記載されている可能性のある文書等の探索を行ったのか確認したところ、自己情報開示請求書に記載された名称の行政文書はもちろんのこと、請求者の請求の趣旨を踏まえ、請求の対象となり得ると認められる行政文書の有無を確認したが、本件対象事案に係る行政文書は存在しなかったとのことであった。

また、当審議会から実施機関に対し、本件対象事案に関し、実施機関の職員によりメモ等が作成されていたかを確認したところ、行政文書を作成するに当たり、担当職員が便宜上メモを作成することはあり得るが、その内容をもとに行政文書を作成した後は必要がないため保管しておらず、本件対象事案に関しても、本件対象情報が記載された行政文書の他に、実施機関が保有しているメモ等の文書は確認できなかったとのことであった。

### 2 本件不開示決定の妥当性について

前記1を踏まえた上で、以下、本件不開示決定の妥当性について検討する。

(1) 本件対象事案における実施機関の対応について

ア 本件事案⑥及び⑦について

実施機関に確認したところ、当該事案は、審査請求人からの告訴の相談を契機とした実施機関と審査請求人との面談であり、捜査として対応したとのことであった。

また、捜査の対応においては、犯罪捜査規範等に基づき、事件の経過を記録するため「告訴・告発相談報告書」、「告訴・告発受理報告書」、「事件速報・管理簿（一般）」及び「犯罪事件受理簿」を捜査書類として作成する必要があるが、審査請求人からの告訴の相談を受けて捜査として対応したものについては、これらの捜査書類を作成し、事案⑤及び⑧に対応する文書として審査請求人へ既に関示したとのことであった。

イ 本件事案⑨ないし⑩について

実施機関に確認したところ、当該事案は、告訴受理後、審査請求人から実施機関の苦情処理対応に関する不服の申出があったことに伴い、行政文書開示手続や公安委員会への苦情申出手続を案内したものであり、教示として対応したとのことであった。

また、教示の対応においては、法令等で作成が義務付けられている書類はないとのことであった。

(2) 本件開示請求で示された本件対象情報が記載された行政文書の存否について

ア 捜査日誌（サービス日誌）について

実施機関の説明によると、当該文書は、法令上作成を義務付けられた書類ではなく、作成する場合でも、記載する事項については作成者の裁量に委ねられているとのことであった。

また、実務においては、警察署の各係の係長等が日毎に作成しており、係における当日の捜査予定の事件に関し、発生場所や概要などの項目のみを簡潔に記載しているとのことであった。

前記（1）アのとおり、実施機関においては本件事案⑥及び⑦について捜査として対応したことから、対応する日付の捜査日誌に本件対象情報が記載されている可能性があると考え、これらの文書を確認したところ、当該日付の捜査日誌は存在するが、その中に本件対象情報

は記載されていなかったとのことである。

また、本件事案⑨ないし⑩については、前記（１）イのとおり、手続等の教示として対応していることから、本件対象情報が記載された捜査日誌が作成されてなくとも不合理ではない。

これらを踏まえると、本件対象情報が記載された捜査日誌は存在しないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。

#### イ 備忘録について

犯罪捜査規範第１３条によると、「警察官は、捜査を行うに当り、（中略）その経過その他参考となるべき事項を明細に記録しておかなければならない。」とされている。

同規範を確認したところ、同条は警察官が犯罪捜査に当たり守るべき捜査の心構えとして規定され、記録の方法として備忘録の様式等を具体的に示しているわけではない。また、記録の内容についても、事件に関する全ての事項について記載が義務付けられているものではなく、捜査の経過その他参考となるべき事項と実施機関が判断した内容について記載すれば足りると解される。

このことから、本件事案⑥に関する情報が記載された備忘録を作成していなかったとしても、直ちに不相当とは認められず、当該文書を保有していないという実施機関の説明が不合理とは言えない。

#### ウ 呼出簿について

犯罪捜査規範第１０２条第２項によると、「被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿（同規範別記様式第８号）に所要事項を記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。」とされている。

当審議会において呼出簿様式を確認したところ、呼出簿には、呼出人（呼出の対象者）、呼出日時、通知日時、呼出を要する理由、出頭場所、出頭結果などの事項の記載欄のほか、決裁欄が設けられている。

実施機関は、本件事案⑦に関し、同規範に基づき呼出簿を作成すべきところ作成を失念していた旨弁明しているが、行政文書管理の観点から適正を欠いていたことは否定できない。

しかし、審査請求人及び実施機関から提出された関係書類によれば、審査請求人が実施機関の求めに応じ任意出頭した事実が認められることに加え、実施機関が呼出簿に記載すべき事項は、本件開示請求において実施機関が審査請求人へ開示した行政文書などからも一定程

度把握が可能と認められる。これらの事情に鑑みれば、実施機関において呼出簿が存在するにもかかわらずあえて開示しない理由も見出し難く、本件対象情報が記載された呼出簿を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然な点は認められない。

#### エ 相談等カードについて

実施機関の説明によると、熊本県の警察安全相談業務運用要領では、相談は、「警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事実の教示を除く。）を求めるものとし、単なる情報提供及び警察職員の職務執行に対する苦情は含まないものとする。」と定義され、「受け渋り、処理の遅延等の不適切な取扱いを防止するため、告訴・告発に係る相談その他の事件相談（刑事手続に直接移行した場合を除く。）については、相談に含めるものとする。」とされているとのことであった。

また、相談として対応した場合は、同要領に基づき、相談等カードを作成しなければならないが、本件事案⑥及び⑦は刑事手続に直接移行したため、本件事案⑨ないし⑬は手続の教示であるため、いずれも相談には該当せず、相談等カードは作成していないと説明している。

一方、審査請求人は、本件対象事案に関する自らの申出は相談に該当するため、相談等カードが作成されていると考えられる旨主張する。しかし、審査請求人の申出内容は刑事手続に直接移行した相談又は手続等の教示を求めるものであって、その結果これらの申出が相談の定義に該当しないとする実施機関の判断が、同要領の規定に照らし特段不相当とは認められない。また、相談に該当しないと判断した以上、相談カードを作成していないという点も十分首肯できる。

よって、本件対象情報が記載された相談カードが存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

#### オ 苦情申出受理票について

実施機関の説明によると、苦情として対応した場合には、苦情内容を記載した苦情申出受理票を作成し、必要な調査を行った上で、対応方針や対応結果等をまとめた苦情申出処理票を作成するとのことであった。

実施機関は、前述（１）のとおり本件事案⑥及び⑦は捜査、本件事案⑨ないし⑬については教示として対応しており、苦情として対応し

たものではないため、これらの行政文書を作成していないと説明している。

さらに、当審議会が、本件開示請求とは別に審査請求人から実施機関又は諮問実施機関に対してなされた自己情報開示請求によって、審査請求人に開示された情報を確認したところ、実施機関ないし諮問実施機関が苦情として対応した3件については、いずれも苦情申出受理票及び苦情申出処理票が作成され、当該文書に記載された審査請求人の個人情報が開示されていた。この事実を鑑みれば、本件審査請求事案に係る当該文書が存在するにもかかわらず、あえて開示しない理由も見出し難い。

よって、本件対象情報が記載された苦情申出受理票が存在しないと  
する実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

### (3) 小括

前記(2)アないしオのとおり、実施機関の説明に特段不自然、不合理な点が認められないことに加えて、前記1のとおり、実施機関は、本件対象情報が記載されている可能性のある行政文書の探索を行った上で本件不開示決定をしており、その文書の探索の方法・範囲が不十分であるとうかがわせるような特段の事情も見当たらない。

## 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審議の経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和3年（2021年）9月30日	・ 諮問（第29号）
令和4年（2022年）3月25日	・ 審議
令和4年（2022年）4月22日	・ 審査請求人による口頭意見陳述、 審議
令和4年（2022年）6月3日	・ 審議
令和4年（2022年）7月8日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和4年（2022年）8月5日	・ 審議
令和4年（2022年）9月30日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓  
会長職務代理者 徳永 達哉  
委 員 甲斐 郁子  
委 員 関 智弘  
委 員 詫間 幸江